

令和6年度

「静岡県地震被災建築物応急危険度判定士養成講習会」の御案内

○これから判定士になる建築士等のための講習会です

建築士等の皆様へ

地震被災建築物応急危険度判定は、地震により被災した建築物について、余震による倒壊などの2次被害から人命を守るため、建築物の危険性を応急的に判定するものです。

静岡県では平成3年度から判定士の養成を始め、現在約4,955名の方が判定士として登録されておりますが、平成25年に本県が公表した「静岡県第4次地震被害想定」では、最悪のケースで約19万1千棟の建物が全壊すると想定されており、余震等による2次被害を最小限に抑えるためにも、より一層の応急危険度判定実施体制の充実が求められているところです。

こうした中、今年度も「地震被災建築物応急危険度判定士養成講習会」を開催いたしますので、建築士等の皆様におかれましては、自らが有している資格の重みと社会的な責任を自覚していただき、既に有している建築知識に加え、地震直後の応急的な判定技術を取得するため、本講習会を受講されるようお願いいたします。

静岡県 暮らし・環境部 建築住宅局
建築安全推進課長 鈴木 貴博

1 応急危険度判定士養成講習会 開催日時・会場（新規の方は講習会受講が登録要件です）

開催地	開催日時	会場	定員
A 静岡	令和6年10月30日(水) 14:00~16:30	静岡県産業経済会館 3階大会議室	100人
B 浜松	令和6年11月5日(火) 14:00~16:30	静岡県浜松総合庁舎 1階大会議室	100人
C 沼津	令和6年11月6日(水) 14:00~16:30	静岡県東部総合庁舎 別棟2階会議室	100人
D WEB	令和6年11月8日(金) 14:00~16:30	Zoomを活用したWEB会議形式での開催	100人

※ 会場の詳細は別途 講習会会場一覧を参照してください。

※ 受付は開始時間の30分前から行います。

2 講習内容

- (1) 応急危険度判定の概要、判定士としての心得
- (2) 応急危険度判定基準（DVDによる講習）
- (3) 模擬判定演習（木造建築物）と解説

3 受講対象者

新規受講希望者（以下のいずれかに該当する者）

- ・ 建築士（一級・二級・木造）
- ・ 一級建築施工管理技士
- ・ 建築関係業務に従事している県又は市町の行政職員のうち、所属長の推薦を受けた者

4 受講料

無料

5 申込先・問合せ先

（公社）静岡県建築士会 東部ブロック事務局

〒410-0801 静岡県沼津市大手町 4-3-36 寺王ビル

TEL. 055-939-8210 FAX. 055-939-8220 E-mail: jishin@shizu-shikai.com

ホームページ URL <http://www.shizu-shikai.com>

6 受付期間

各会場の開催日の二週間前まで

7 申込方法

【現地開催の3会場（静岡・浜松・富士）いずれかで受講する方】

「受講申込書」に必要事項を記入し、（公社）静岡県建築士会（下記）へ郵送、FAX、メールのいずれかの方法により申し込みをしてください。

※メール申込みの場合は、（公社）静岡県建築士会又は静岡県（建築安全推進課）のホームページから受講申込書をダウンロードの上、必要事項を記入して申し込んでください。

○講習会当日に持参するもの

<判定士として認定を受けようとする者>

※地震で被災した民間建築物の判定活動に従事していただくことになります。

- ① 認定申請書（様式第2号）（全ての事項（表裏両面）を漏れなく記載してください。）
- ② 以下のいずれかの書類
 - ・ 建築士免許証の写し（建築士）
 - ・ 技術検定合格証明書の写し（一級建築施工管理技士）
 - ・ 所属長の推薦書（建築関係業務に従事している県又は市町の行政職員）

<CPD会員の方>

- ③ CPDカード

【WEB 会場で受講する方】

ホームページから「受講申込書」をダウンロードの上、必要事項を記入し、下記の提出書類と併せて（公社）静岡県建築士会へメールにより申し込みをしてください。

<判定士として認定を受けようとする者>

※地震で被災した民間建築物の判定活動に従事していただくことになります。

- ④ 認定申請書（様式第2号）（全ての事項（表裏両面）を漏れなく記載してください。）
- ⑤ 以下のいずれかの書類
 - ・ 建築士免許証の写し（建築士）
 - ・ 技術検定合格証明書の写し（一級建築施工管理技士）
 - ・ 所属長の推薦書の写し（建築関係業務に従事している県又は市町の行政職員）

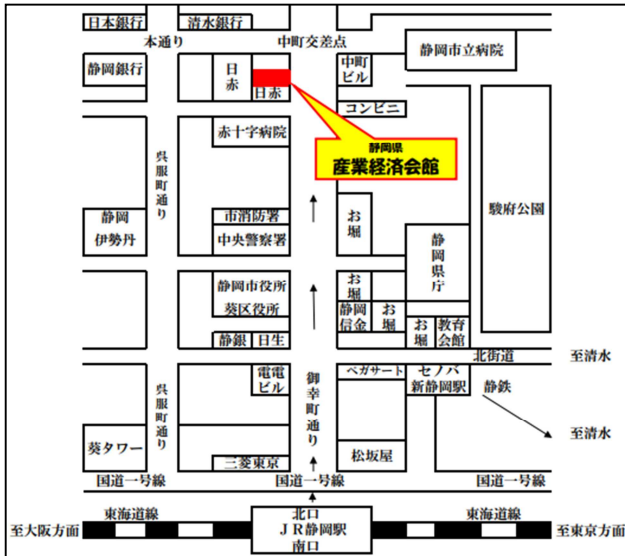
<CPD会員の方>

CPDカードの写し

講習会会場

静岡会場（会場A）

静岡県産業経済会館



静岡市葵区追手町 44-1

・ JR 静岡駅より徒歩約 15 分

浜松会場（会場B）

静岡県浜松総合庁舎

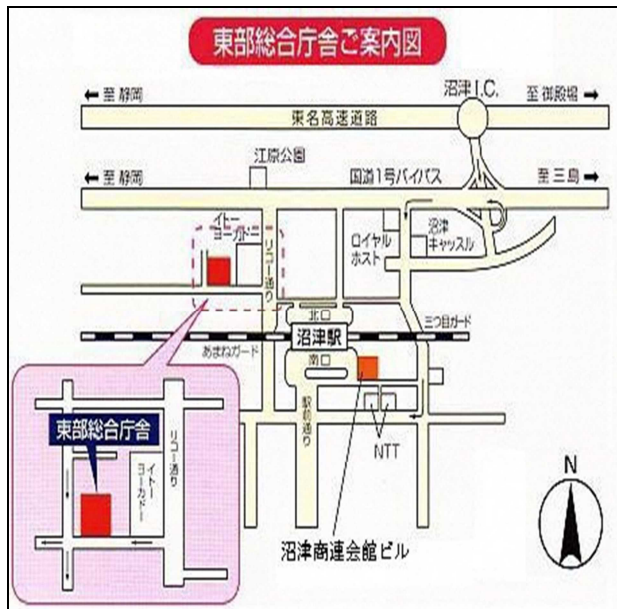


浜松市中区中央 1-12-1

・ JR 浜松駅より徒歩約 15 分

沼津会場（会場C）

静岡県東部総合庁舎



沼津市高島本町 1-3

・ JR 沼津駅北口より徒歩約 10 分

上記会場には講習会用駐車場の用意がありませんので、
車でのお越しはご遠慮ください。公共交通機関のご利用をお願いします。